令和8年度 西東京市会計年度任用職員採用試験募集要項

この採用試験は、令和9年1月1日付採用予定の西東京市会計年度任用職員の採用候補者を決定するために行うものです。

1 職名及び採用予定人数

職名	採用予定人数
学童クラブ指導員	25 名程度

2 受験資格

（1）資格・免許

次の①及び②に該当する方

① 以下のいずれかの資格を有する方

ア	保育士の資格を有する者
イ	社会福祉士の資格を有する者
ウ	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（以下ケにおいて「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事した者
エ	教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第4条に規定する免許状を有する者
オ	学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第 388 号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
カ	学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
キ	学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
ク	外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
ケ	高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

コ	5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

※アの保育士資格で受験する場合は都道府県知事の登録、イの社会福祉士資格で受験する場合は公益財団法人社会福祉振興・試験センターの登録を受けた者

※ウ、ケの資格要件で受験する場合は「2年以上従事し、かつ総勤務時間が 2,000 時間程度」あることが必要

※エの教育職員免許法に規定する免許状を有する者には有効期間の満了したものを含む

② 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）第2条第7項に規定する特定性犯罪歴が無いこと。

（2）欠格条項（次のいずれかに該当する方は、受験できません。）

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条

ア	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
イ	西東京市において懲戒免職の処分を受け、その日から2年を経過しない人
ウ	人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人
エ	日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 勤務条件等

（1）勤務日及び勤務時間、勤務場所

勤務日	勤務時間	勤務場所
月曜日から土曜日までの間の所属長が指定する週5日	（月曜日～金曜日） 午前 11 時から午後6時までの6時間 （土曜日・三季休業中・1日指導日等） 午前8時 30 分から午後6時までのうち所属長が指定する6時間	西東京市立学童クラブ

（2）職務内容

西東京市立児童館条例（平成 13 年西東京市条例第 114 号）第2条第1項第3号に規定する職務

ア	保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、遊びを通した生活指導、個別的及び集団的活動等を行い児童の健全育成を図ること
イ	事業運営事務に関すること

（3）報酬等

ア　報酬額

月額　224，500円

※報酬額は改定される場合もあります。

イ　期末・勤勉手当及び通勤手当相当額

西東京市会計年度任用職員の報酬等に関する条例により期末・勤勉手当及び通勤手当相当の報酬を支給します。

（4）社会保険等

地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより加入となります。

（5）休暇・休業等

有給休暇等は、労働基準法及び西東京市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づき付与します。

4　試験方法及び日程等

（1）面接試験(選考)

応募者全員に対して、次のとおり行います。

ア　日時　令和8年 12 月 10 日（木）から令和8年 12 月 16 日（水）までの間で市が指定する日時

集合時間は、受付終了後、郵送等により各自に通知します。

なお、受験者の都合による試験時間等の変更はできません。

イ　場所　西東京市役所

（2）採用候補者（名簿登載者）の決定及び通知

提出書類及び面接試験(選考)の結果を総合的に判定のうえ採用候補者（名簿登載者）を決定し、令和8年 12 月下旬までに合否を通知します。

5　採用候補者の取扱い等

（1）採用候補者名簿への登載

選考に合格された方は、採用候補者名簿に登載されます。採用候補者名簿の有効期間は、**令和9年3月 31 日までとなります。**

（2）採用について

ア　採用内定の連絡

名簿登載期間内で採用職に欠員が生じることとなった場合、市（児童青少年課）から採用候補者名簿に登載された成績上位者へ採用内定の連絡をいたします。その際に採用日、勤務日、勤務時間及び報酬等の具体的な勤務条件を提示します。

イ　採用の応諾又は辞退

採用内定者は、具体的に示された勤務条件で採用に応じるか、又は採用を辞退するか判断していただき、書面によりその旨回答していただきます。

採用を辞退される場合は次回の採用の参考とするため、辞退理由をお伺いする場合があ

ります。なお、採用を辞退された場合、ご本人からの意思表示がない限り採用候補者名簿から削除されます。

ウ　採用

採用されてから1か月間の条件付採用期間があり、その間の能力実証の結果が良好である場合、採用となります。なお、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長します。任期終了後に再度任用された場合には、改めて条件付採用期間が設定されます。

共済組合の加入対象の方は、採用決定後、就労可能な健康状態であるかを確認するため、原則健康診断を受診していただきます。

(3)任用期間

令和9年1月1日から令和9年3月31日まで

会計年度任用職員の任用期間は、会計年度をまたがらない1年以内となっています(地方公務員法第 22 条の2第2項参照)。

なお、西東京市の条件を全て満たした場合、同一の職務内容と認められる職への公募によらない選考(勤務成績を資料とした選考)を受けることができます(西東京市会計年度任用職員の任用等に関する規則参照)。

6 応募の手続

(1)申込書の配布

ア　配布期間及び時間

令和8年 11 月 17 日(火)から令和8年 12 月 10 日(木)まで

※午前8時 30 分から午後5時まで。土・日曜日、祝日は除く。

イ　配布場所

西東京市役所　田無第二庁舎2階児童青少年課

(申込書は西東京市ホームページからダウンロードすることもできます。)

(2)申込書の受付

方法	期間	場所
持参	令和8年 11 月 17 日(火)から令和8年 12 月 10 日(木)まで ※午前8時 30 分から午後5時まで ※土・日曜日、祝日は除く。	西東京市役所　田無第二庁舎2階 児童青少年課
郵送	令和8年 11 月 17 日(火)から令和8年 12 月 10 日(木)まで(必着) ※申込書を書留以外で郵送した場合の事故について、本市は一切の責任を負いません。	〒188-8666 東京都西東京市南町五丁目6番 13 号 西東京市子ども若者部児童青少年課管理係　宛て

メール	令和8年 11 月 17 日(火)から令和8年 12 月 10 日(木)まで	メールアドレス:jidou@city.nishitokyo.lg.jp 件名に「学童クラブ指導員応募」と記載してください。

(3)申込に必要な書類

応募書類		注意事項
①	令和8年度 西東京市会計年度任用職員採用試験申込書	・当市指定用紙を使用してください。 ・履歴書の指定箇所に、最近3箇月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向、4㎝×3㎝型の写真をのりづけすること。
②	履歴書	当市指定用紙を使用してください。
③	自己紹介票	当市指定用紙を使用してください。
④	誓約書	記入日、氏名(自署)を記載してください。
⑤	令和8年度 西東京市会計年度任用職員採用試験受験票	当市指定用紙を使用してください。
⑥	返信用封筒 **(1) 受験票の送付をメールで希望の場合・・・1通** **(2) 受験票の送付を郵送で希望の場合・・・2通** ※メールで申込みかつ(1)の場合、試験当日にお持ちください	・定形長形3号の封筒を各自で用意してください。 ・110 円切手を貼り、住所、氏名(様と記入)を 記入してください。
⑦	受験資格の証明書(写し)	資格がない場合には採用されません。

7 特記事項

(1) **当市の他の職(任用)と合計して一週あたり 38 時間 45 分以上働くことはできません。**

(2) 申込書等の提出書類は、採用試験に係る目的以外には使用いたしません。
なお、提出後の返却はできません。

(3) 申込書等の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに下記の担当までご連絡ください。

(4) 当市は、本業務について、令和8年 12 月 25 日施行のこども性暴力防止法に基づく認定申請を行う予定です。

当市が認定を受けた場合、本業務へ従事するに当たっては、こども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当市の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

８　内定取消事由

以下の場合は、内定取り消しになる場合があります。

（1）学歴、職歴、資格、犯罪歴その他の重要な経歴の詐称があるとき。

（2）西東京市から対応を指示されたこども性暴力防止法に基づく犯罪事実確認に必要な手続等に対応しないとき。

（3）犯罪その他社会的に不相当な行為を行い会計年度任用職員として不適格と西東京市が判断したとき。

（4）その他前各号に準ずるやむを得ない事由があるとき。

９　郵送・問合せ先

西東京市子ども若者部児童青少年課管理係　担当　水田・石川・浅野

〒188-8666　西東京市南町五丁目６番 13 号（田無第二庁舎）

電話　042-460-9843（直通）

042-464-1311（内線 11543）

メール：jidou@city.nishitokyo.lg.jp